

議 事 日 程 (1)

平成27年12月4日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第69号 芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

第5 議案第70号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第71号 芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第72号 芦屋町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第73号 芦屋町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第74号 芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第75号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について

第11 議案第76号 町道の路線認定について

第12 議案第77号 平成27年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)

第13 議案第78号 平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

第14 議案第79号 平成27年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)

第15 議案第80号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第3号)

第16 議案第81号 柏原漁港護岸改修工事請負契約の締結について

第17 報告第8号 専決処分事項の報告について

第18 発議第8号 芦屋港の活用・活性化の推進を求める意見書について

第19 請願第4号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書について

第20 陳情第1号 TPP (環太平洋連携協定) に関する意見書の提出を求める陳情書について

【 出 席 議 員 】 (10名)

1番 松上 宏幸 2番 松岡 泉 4番 内海 猛年 5番 刀根 正幸
7番 貝掛 俊之 8番 田島 憲道 9番 辻本 一夫 10番 川上 誠一
11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【 欠 席 議 員 】 (2名)

3番 今田 勝正 6番 妹川 征男

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	井上康治
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	競艇事務局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 1名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 10 名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成 27 年芦屋町議会第 4 回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、12 月 4 日から 12 月 15 日までの 12 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、5 番、刀根議員と 7 番、貝掛議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

平成 27 年芦屋町議会第 4 回定例会の議案上程前に、平成 27 年芦屋町議会第 3 回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず、1 点目は、表千家への芦屋釜の寄贈についてです。

9 月 5 日、京都の茶道「表千家」家元へ出向き、芦屋釜を寄贈いたしました。寄贈いたしまし

た釜は、25年度に独立した鋳物師が制作したもので、釜のデザインはお家元直筆の書画をもとに、それを釜の表面に表したもので、特別な作品です。また、同じデザインの釜をもう一つ制作し、芦屋釜の里にて所蔵することについても、お家元みずから御了解をいただきました。

表千家は、三千家の一つで、千利休を祖とし、長い伝統を受け継ぐ流派です。その表千家に芦屋釜の里制作の茶の湯釜を納めたことは、芦屋町にとって記念すべきことといえます。茶道界に影響力のある家元で芦屋釜を活用してもらうことは、知名度と付加価値を上げる、最も効果的な方法であります。今後も、芦屋釜のより一層のブランド力の向上と情報発信に、取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、町イチ・村イチについてです。

全国町村会の主催で、9月22日、23日に、町村が一堂に会し、それぞれが持っている特産品や観光資源などの宝を、都会の皆さんにアピールするためのイベントが、東京国際フォーラムで開催されました。芦屋町も観光協会と連携し、観光PRや特産品の販売を実施、全国へ向け情報発信を行ってまいりました。

3点目は、町民体育祭の開催についてです。

10月11日に行われた町民体育祭は、大会テーマ「咲かせよう 地域の絆で 大輪の花」のもと、全自治区及び多数の各種団体参加の全町挙げての開催となりました。昨年度は台風接近のため、やむを得なく中止となり、2年ぶりの体育祭でしたが、町民総踊りの「芦屋音頭」や各種競技に多数の方々に参加していただき、大変盛り上がったと感じております。今後も、この町民体育祭が住民の皆さんの絆を深め、笑顔あふれる地域への活力となるよう、自治区、各種団体とともに力を合わせて、取り組んでいきたいと考えています。

4点目は、あしや砂像展2015の開催についてです。

10月23日から11月8日までの間、「あしや砂像展2015」を開催いたしました。今年度は福岡県を含め、九州等に分散して立地する「明治日本の産業革命遺産群」が世界遺産登録に決定されたことから、砂像制作のテーマを「産業革命」としました。また、福岡県下、初となる海外プロ砂像彫刻家4人を招待し、クオリティの高い作品が展示され、多くのマスメディアに取り上げていただき、県内外から約4万2,000人もの来場者で賑わうことができました。

5点目は、第6回祭りあしやの開催についてです。

町内の各種団体やグループで構成された実行委員会による手づくりイベントとして、第6回祭りあしやが11月8日、砂像展最終日に芦屋海浜公園駐車場にて開催されました。当日は天候が危ぶまれましたが、なんとか持ちこたえ、多くの方々の来場のもと、住民の交流や町の賑わいづくりができました。実行委員会や出演者など、数多くの皆さんに感謝を申し上げたいと存じます。

6点目は、特別養護老人ホームの開設についてです。

福岡県より認可を経て、念願でありました特別養護老人ホーム80床が11月1日に開所いたしました。入所待機となっておられた町民の方の不安も解消されたことと思います。今後の高齢化社会を見据え、今回特別養護老人ホームが町内に整備されましたことは、町民の方々の介護不安の払拭に大きく寄与するものと考えます。

7点目は、芦屋町功労表彰についてです。

11月2日、平成27年度の芦屋町功労表彰を行いました。功労表彰は、芦屋町教育委員として、教育行政の発展に貢献された長戸隆弘さん、スポーツ少年団指導者として、スポーツ・レクリエーションの普及発展に尽力された伊藤一重さん、三友伸一さん、消防団員として民生保全に貢献された井澤義則さん。善行表彰は、環境美化及び緑化推進の向上に尽力された伊藤昌憲さんの計5人です。皆さんの功績に感謝を申し上げたところです。

8点目は、栃木県佐野市との文化交流事業についてです。

親善都市である栃木県佐野市とは、平成6年度から小中学生を対象とした青少年交流事業を行っておりますが、このたび佐野市からの提案を受け、成人を対象とした文化交流事業を今年度から始めることとなり、今回はお互いの共通文化である鋳物と茶道に関する交流を行うため、11月5日から6日まで、芦屋町から鋳物師及び茶道関係者など6名が栃木県佐野市を訪問しました。佐野市では交流茶会や天明鋳物に関する寺院、工房見学などを行い、お互いの取り組みについて意見を交換し、交流を深めてまいりました。茶の湯釜の産地として歴史的に共通した文化を持つ佐野市との交流事業において、お互いの郷土の文化に対する理解を深めることで、芦屋釜への関心を高め、鋳物及び茶道文化に対する活動の活発化につながることを期待しております。

9点目は、松の植栽事業についてです。

11月21日、鶴松保安林内にながばれ芦屋町ふるさと応援基金分200本、遠賀ロータリークラブ寄付分100本を含めた、総本数1,300本の松の苗を芦屋町、遠賀ロータリークラブ、航空自衛隊芦屋基地、遠賀町のボランティアの方々など、約200人に参加していただき、植栽をいたしました。皆さんの活動に感謝を申し上げますとともに、今後も、保安林の機能回復を図ってまいります。

10点目は、ボートレース芦屋の施設の新設、改修についてです。

ボートレース振興会の支援を受け、10月16日に外向発売所を増床オープンし、あわせて11月1日、外向発売所の隣に全国で7カ所目となる特別観覧施設ROKUを「ASHIMU CAFE」としてオープンしました。また本場整備では、2階有料席にグループシート「アシ夢BOX」を新設いたしました。今後、これらの施設を活用し、ボートレース未経験者や初心者のお客様にボートレースをPRしながら、新しい観戦スタイルを御提案できるものと考えております。

11点目は、SG第18回チャレンジカップ、GⅡ第2回レディースチャレンジカップの売上

についてです。

1 1月24日から29日までの6日間、男子レーサー34人によるチャレンジカップと、女子レーサー20人によるレディースチャレンジカップを同時に開催しました。それぞれが気迫あふれる白熱したレースを展開、全国のお客さまもレースを堪能されたのではなかろうかと思えます。目標額は85億円に対し、売上は87億9,000万円でした。

1 2点目は、連携中枢都市圏構想に伴う北九州都市圏域トップ会議の開催についてです。

1 0月5日、北九州市ほか周辺16団体のトップによる北九州都市圏域トップ会議が開催されました。会議では、国の動向や取り組み内容、今後のスケジュールなどについて説明がありました。なお先日、構想に基づくビジョンの素案が提示されましたので、後日議会への報告を行う予定です。

1 3点目は、新・地域再生マネジャー事業についてです。

ふるさと財団の助成事業2年目の取り組みでは、芦屋ブランド化戦略として、まず、水産資源に着目した機運づくりを外部人材とともに推進しているところです。現在、来年度の機運づくりの一つの手法として、鯖を活用した食のイベントが提案され、遠賀漁協、商工会、観光協会などの協力のもと、具体的な内容について協議が進められています。

1 4点目は、メガソーラー事業についてです。

メガソーラー事業については、本年4月から事業者である芝浦グループホールディングスに大君焼却場跡地の貸し付けを行い、事業者により造成工事及びメガソーラー設備の設置工事が進められておりましたが、このほど工事の全工程が完了し、10月30日から発電が開始されました。太陽光パネル1万2,240枚による発電量としましては、年間470万キロワットを予定しており、これは一般家庭約1,300世帯分の電力量に相当するとのことでした。

1 5点目は、第2次芦屋町ボランティア活動推進計画の策定についてです。

第2次芦屋町ボランティア活動推進計画は、住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、住民の自主的、自発的な非営利の公益的活動を支援し、町のボランティア活動を推進する指針として策定されます。現在、関係部局と計画素案の作成を行っており、今後、ボランティア団体等からの意見聴取を行った後、1月末までには計画素案を議員各位に報告し、パブリックコメントなどの手続を経て、推進計画を策定することとしています。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、議案第69号から日程第20、陳情第1号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたのち、発

議の提出議員及び請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第69号の芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、番号法に規定される事務以外の事務について、個人番号の利用、特定個人情報の利用及び提供を行うことに関し、執行機関内またはその他の執行機関間での特定個人情報のやりとりを可能とするため、条例を制定するものでございます。

議案第70号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町地域包括ケア推進委員会、芦屋町老人ホーム入所判定委員会及び芦屋町地域公共交通会議の委員に係る報酬等の額について、医師等の区分を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第71号の芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、税制改正に伴う猶予制度の規定及び番号法関連の様式変更に伴う改正を行うとともに、徴収方式変更後も各納期における納付金額の平準化を図るため、条例等の一部を改正するものでございます。

議案第72号の芦屋町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、番号法施行に伴い、減免申請書に記載すべき事項を明確にするとともに、徴収方式変更後も各納期における納付金額の平準化を図るため、条例等の一部を改正するものでございます。

議案第73号の芦屋町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の生活交通を一体として協議していくため、芦屋町地域公共交通協議会に関する事項を追加することから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第74号の芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下水道料金システムの改修に6カ月の期間を要することから、条例の施行期日を平成28年4月1日から平成28年5月1日に変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございますが、議案第75号の地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更につきましては、地方独立行政法人芦屋中央病院医師住宅の土地を分筆したことにより、地番が変わったため、別表の変更を行い、あわせて、法人設立以後の追加出資や不要財産の納付を可能とするため、必要な変更を加えるものでございます。

議案第76号の町道の路線認定につきましては、福岡県との道路移管協定に伴い、平成27年度に移管を受ける予定の国道495号について、町道認定するものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第77号の平成27年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,500万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、選挙管理事務委託金や地域子ども・子育て支援事業補助金、財政調整基金繰入金を増額補正しております。歳出につきましては、緑ヶ丘団地12棟復旧工事实施設計委託費や中央公民館自家発電設備改修工事实施設計委託費を措置したほか、緑ヶ丘保育所指定管理料や松くい虫防除委託を増額補正しております。

議案第78号の平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ61万4,000円の増額補正を行うものでございます。歳入では、繰入金の増額を計上しております。歳出では、人事異動に伴う職員人件費の増額を計上しております。

議案第79号の平成27年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ27万5,000円の増額補正を行うものでございます。歳入では、繰入金の増額を計上しております。歳出では、職員人件費の増額を計上しております。

議案第80号の平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入では、電話投票、協力場、ミニボートピア嘉麻及び場外発売受託事業の売上増に伴う発売金など77億3,877万9,000円を増額計上しております。収益的支出では、発売金の増額に伴い、払戻金などの開催費や場外発売受託事業費を増額するほか、館内放送設備機器の更新に係る実施設計委託料を新たに計上しております。あわせて、人事異動に伴う事業局職員の人件費を減額し、総額で70億9,268万3,000円を増額計上しております。

次に契約議案でございますが、議案第81号の柏原漁港護岸改修工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございますが、柏原漁港護岸改修工事について、請負契約を締結するものでございます。

次に報告議案でございますが、報告第8号の専決処分事項の報告につきましては、平成27年9月に発生した車両損傷事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、9番、辻本議員に発議第8号の趣旨説明を求めます。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

9番、辻本でございます。発議第8号、芦屋港の活用・活性化の推進を求める意見書について、28ページに記載しておりますが、意見書案を芦屋町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をさせていただきましたので、本意見書案の趣旨を御説明申し上げます。

昭和61年に福岡県が管理者となって整備されました地方港湾芦屋港は、当初期待されていた遠賀・筑豊地域などの物流基地としての機能が、十分発揮できているとは言えない状況、いわゆる砂・砂利、ガラス類の移出入に利用されている状況にあります。

この芦屋港は、背後地に広大な緑地などを備え、一方では遠賀川河口に隣接するという絶好の場所に位置しております。さらに、この地域には多くの背後人口を有することから、非常に高いポテンシャルを持つ港湾と言えます。

平成22年度に福岡県で実施されました芦屋港現況調査では、今後の芦屋港についての設問の中で、「新たな機能を追加し、活性化を図った方がよい。」との回答が80%を超え、「現在のまま、いわゆる漁港機能と物流機能とし運用した方がよい。」という回答が8.3%を大きく上回っており、今後の芦屋港の活用・活性化を強く望んでいることがわかりました。

また、平成24年度には芦屋港港湾計画が改訂され、基本方針に「芦屋港周辺のレジャー施設との連携を図り、地域の交流の場として活用される港とする。」、2点目が「緑地整備により、人々が水辺に自由に安心して行き来でき、その魅力を楽しむことができる港とする。」という項目が位置づけされています。

一方、芦屋町では現在総合振興計画の後期基本計画や、地方創生のまち・ひと・しごとに関する総合戦略を策定中ではありますが、芦屋港のレジャー港化による活用・活性化が、将来のまちづくりの大きな核になると考えます。このような状況を踏まえ、芦屋町は福岡県に対して、芦屋港の活用・活性化のためのレジャー港化に向けた調査や構想づくりを要請してきています。

しかしながら、構想づくりにおいて県が考えています物流機能を含めた計画では、プレジャーボート等のマリーナ機能や棧橋などによる海釣り公園機能を想定した場合、活用エリアが制限されるとともに、背後地との一体化による効果や周辺観光資源とのネットワーク化による効果も半減してしまいますので、福岡県に対して、物流機能から脱皮した観光立町にふさわしい、芦屋港の活用・活性化のための構想策定と、事業実施について積極的な推進していただきますよう要望

していかなければならないと思います。

したがって、本意見書は県はもとより、国に対しても執行部、議会の総意をもっての要望、陳情活動を行うことが非常に大切なことですので、議員皆様におかれましても、ぜひ御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、意見書案についての趣旨説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 小田 武人君

以上で辻本議員の趣旨説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に請願第4号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、川上でございます。請願書を読み上げまして趣旨説明といたします。

よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書。芦屋町議会議長、小田武人様。請願者、福岡県保育団体連絡会代表、福井英二。

請願の趣旨1、国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」を提出してください。理由、2015年4月、子ども・子育て支援新制度、(以下、新制度)が施行されました。新制度では消費税を財源に保育の量的拡充及び質の改善を目指していますが、財源確保も含め、いまだ十分とは言えない状況です。新制度の実施主体である市町村が十分に役割を果たし、「全ての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援法の質、量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえて、取り組みの一層の推進が図られるよう、財源の確保に加えて制度の改善が必要です。

つきましては、貴議会より国に対して、子ども・子育て支援新制度に対する意見書を採択、提出していただけるよう請願いたします。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

次に、陳情第1号については、お手元に配りました陳情書の写しのとおりとなりますので、趣旨説明は省略いたします。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第69号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第69号についてですが、芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定となっておりますが、なかなか文言がですね、わかりにくいのですが、現在送付されていますマイナンバー制度、これとの関係についてですね、どんなふうになっているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

お答えいたします。今回のマイナンバー制度は社会保障、税、災害という形の中で、町の独自の条例で使う場合に、今回、この新しい個人情報の利用に関する条例を制定するという形になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第69号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第70号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この報酬等を改定することについてはいいんですが、1点わからない点でですね、この中にある芦屋町老人ホーム入所判定委員会という言葉がありますが、特養老人ホームに入る場合には、その特養がですね、審査して入る方を決めるという、そういったふうに思っていたが、そこら近所と、この芦屋町老人ホーム入所判定委員会との関係、これはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

特別養護老人ホームに関しましては、おっしゃるとおりなんですけども、ここに上げております老人ホームというのは、養護老人ホームのことでございます。したがって、芦屋町であれば、遠賀の静光園というところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第70号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第71号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第71号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第72号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第72号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第73号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第73号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第74号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第74号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第75号についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。日程第10、議案第75号ですけれども、地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更についてでありますけれども、土地を分筆した結果、土地番が変わっているということでありまして、分筆した理由はどういった理由でございましょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的にこの土地が一筆という形になっておりまして、中に道路も入っております。そこを分けるという形の中で、今回分筆をしているという形になります。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

これについては、将来何か意図するべきことがございますでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

状況によっては、この土地を町のほうに返還するとかいう可能性も残されているのではないかと
いうふうには思っております。利用が今後、医師住宅ですので、医師をそこに住まわしている
状況が変われば、土地利用がなくなれば、町のほうに戻ってくる可能性も出てくるのではないかと
思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今、あの分筆した理由はわかりましたけども、町長の提案理由の説明の中に、あわせて法人設
立以後の追加出資や、不要財産の納付を可能とするための条例改正ということが明言されていま
すけども、今回、この趣旨説明といたしますか、それとこの分筆は何か、かかわりがあるのでしょ
うか。それをお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

先ほど申しましたように、現在の定款では土地とか財産について行政のほうに返還できないよ
うな状況になっておりますので、このただし書きを入れることによって、中央病院から町のほう
に返還できるような形になるという形の中で、このただし書きを入れるような形になっておりま
す。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

そうしたら、この分筆というのは先ほど説明がありましたように、そういうふうなものを将来
予測をした中での、不要財産については町に返還できるような体制づくりのために、分筆をした
という解釈でよろしいですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

そういうところと、あと、病院の移転関係も控えておりますので、病院を移転した場合に旧、今の土地をまた町のほうに返還するという形も出てきますので、土地、資産的などころの増減が出た場合に対応できるような形で、今後やっていこうという形で、今回行うものでございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第75号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第76号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第76号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第77号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

補正予算の11ページ、総務費、総務管理費、一般管理費の中で、3節の職員手当等ということで515万やられていますが、なぜ、ここで上げられているのか、内容についてを御質問いたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

給与の532万円増という形になっております。これは、職員の人事異動にしまして、増という形になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ということは、この職員が新たに一人配置されるということですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

下の515万のほうでよろしいでしょうか。期末勤勉手当につきましても、当初予定しておりました配置の関係で、再任用を予定したところ、一般職を張りつけたというところの中で、金額

が変わってきたという形になります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにごさいませんか。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

9番、辻本です。14ページの3款2項の3目、児童福祉施設費、補正額1,869万8,000円計上されておりますが、この説明の欄を見ますと、緑ヶ丘保育所指定管理料となっております。これは他の指定管理料は、当初予算とかで上がっていると思いますが、どうしてこの時期にこういった金額が計上されたのかというのが1点です。

それから16ページ、6款1項5目、農地費11万1,000円、金額は少ないですけども、環境保全型農業直接支払交付金、これは県の補助金が入っているようですが、この内容をちょっと教えていただきたいと思います。

それともう1点、19ページ、8款土木費の6項1目、住宅管理費ですが、13節に委託料が計上されています。これは緑ヶ丘団地12棟復旧工事実施設計ということです。先ほど町長の提案理由の説明の中にありました。大体わかっていますが、これは火災のところ、罹災のあったところ、建物があのままの状態ですから、そのことかと思いますが、その具体的な中身を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

では14ページの3款2項3目の緑ヶ丘保育所の指定管理料の増額について説明させていただきます。この分につきましては、入所児童数の増加に伴う措置分の増額分と、防衛関係の維持費補助金110万円ですね。これ、保育所の電気代として、国庫補助でいただきますので、その分を保育所に払い出すものとなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

16ページの6款1項5目、環境保全型農業直接支払交付金について御説明します。この分につきましては、内容ということですので、化学肥料と化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取り組みを行っている農業者の組織する団体に交付されるものです。今回

の補正につきましては、実践者が一人加わったことによるものになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

19ページの8款土木費、住宅管理費の委託料、緑ヶ丘団地12棟復旧工事の実施設計の委託ですが、これは12棟の火事に関する分の委託でございます、火事にあつた部分の躯体の調査、これは火事の現場が1階でございましたので、その強度的なものの調査をする。そういうことと、内部、それと外部の修繕に対する実施設計委託料でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

14ページのところで、ちょっと私聞き漏らしたかもしれませんが、これについては国庫の補助金があるということですかね。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

措置費の増額分につきましては、財源は地方交付税措置による一般財源となっております。また、関連維持費の補助金ということで、払い出すものにつきましては、当初予算で補助金は計上しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

はい、わかりました。先ほどの次に16ページですが、これ、早い話が有機栽培を行っている農家に対する支援ということでいいんですよね。それが今まで何名であったのが、今、1名追加になっているか教えてください。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

内容はそうですね、カバークロープ、緑肥の作付、それをすき込むような内容になっておりま

す。今、現在3人いらっしゃいましたが、一人増えたということになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第77号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第78号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第78号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第79号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第79号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第80号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第80号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第81号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第81号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、報告第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、発議第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、発議第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、請願第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、請願第4号についての質疑を打ち切ります。

なお、日程第20、陳情第1号については、質疑を省略いたします。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第69号から日程第18、発議第8号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、日程第19、請願第4号及び日程第20、陳情第1号については、民生文教常任委員会に付託いたします。

----- . ----- . -----

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時59分散会
